

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

DX推進室 業務プロセス担当
福祉課 保護係

議案名

議案第2号 桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」という。)の一部改正に伴い、条例に規定する事務の範囲について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

- 番号利用法の改正により生じた引用規定の条項ずれを修正します。
※ 本改正は、法改正に伴う項ずれの修正であり、条例の内容に変更はありません。
(施行期日：令和7年4月1日)
- 番号利用法令へ「生活に困窮する外国人に対する保護の実施」に係る事務が追加されたことに伴い、条例への規定が不要となったため、条例別表第1及び別表第2から該当箇所を削除します。
(施行期日：令和7年7月1日)

背景・経過

- 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第46号)の中で、番号利用法が一部改正され、令和7年4月1日から施行されます。
- 番号利用法等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が令和6年5月から施行され、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務(生活に困窮する外国人に対する保護の実施など12事務)についても、地方公共団体でのマイナンバーの利用が可能とされたところであり、実務においては、デジタル庁や個人情報保護委員会の準備が完了する令和7年6月中に利用可能となります。